

「普通徴収申請書」について

益城町税務課

所得税の源泉徴収義務のある事業所（給与支払者）は、地方税法第321条の3の規定により特別徴収義務者の指定を受け、給与支払いの際、住民税を特別徴収するものとされています。

ただし、下記「普通徴収申請書」の理由内容（A～E）に該当する場合に限り、益城町においては、普通徴収とすることができます。

該当する場合は、下記「普通徴収申請書」をハサミ等で切り離し、下記【留意点】を参考に、別添「総括表」と一束にしてご提出ください。

- 【留意点】
- 1 この申請書は ≪キリトリ線≫ で切り取りのうえ、お使いください。
 - 2 この申請書及び異動届以外での“普通徴収希望”は原則認められません。
 - 3 該当する項目に対象人数を記入してください。
 - 4 給与支払報告書の摘要欄に該当する理由のアルファベット（A～E）を記入してください。
 - 5 給与支払報告書は理由順にならべ、別添総括表と一緒に提出してください。

≪キリトリ線≫

6

個人住民税の普通徴収申請書

益城町長 様

上記の理由により、普通徴収による納付を承認願います。

A	退職者・退職予定者	人
B	他の事業所で特別徴収されている (乙欄給報等含む)	人
C	毎月給与の支給がない方 (休職含む) 又は給与が 少なく控額が引けない方	人
D	個人事業者の事業専従者	人
E	受給者総人員が2人以下	人
普通徴収申請者 合計人数		人

事業所名

指定番号

※この様式のあとに、対象者の給与支払報告書を上記理由(A～E)の順に並べてご提出ください。